

職業能力開発施設拠点化 高等技術専門校施設内訓練検討委員会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、職業能力開発施設拠点化高等技術専門校施設内訓練検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 熊本県立高等技術専門校（以下「専門校」という。）が公共職業訓練施設としての役割を果たし、熊本の地域産業を支える有為な人材を将来にわたり安定的に育成・輩出していくためには、訓練を充実していくことが必要である。

専門校の各実習棟をはじめとする建物は、全体的に老朽化していることから、今後、建物の再整備（ハード整備）に向けた準備作業を進めて行くこととしている。訓練の充実にあたっては、ハード整備とともに、時代の変化や技術革新に対応したカリキュラムの見直しなどソフト面を充実させることが重要である。

このため、専門校の施設内訓練（自動車車体整備科、電気配管システム科、総合建築科及び販売実務科をいう。）の充実等に関する具体的な内容を検討するため、有識者等による検討委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項について検討する。

(組織)

第4条 検討委員会は、次の各号に掲げる者（委員）により構成する。

(1) 庁外委員

専門校の施設内訓練に関連する知見等を有する者。

(2) 庁内委員

別表1に掲げる熊本県の関係課の職員、熊本県教育委員会事務局の関係課の職員及び熊本県立湧心館高等学校の職員

(3) 熊本県商工観光労働部商工労働局長（以下「商工労働局長」という。）

2 庁外委員は、25人以内とし、商工労働局長が就任を依頼する。

3 検討委員会に、会長を置き、商工労働局長をもって充てる。

4 会長は、検討委員会の会務を総理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長に事故があるときは、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課長がその職務を代行する。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 会議の議事進行を図るため、司会を置くこととし、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課（以下「労働雇用創生課」という。）又は専門校の職員のうちから会長があらかじめ指名する。

(部会)

第6条 特定の事項を検討するため、検討委員会に別表2のとおり部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 前条各項の規定は部会に適用する。

((仮称) 技能振興センターの設置に関する検討委員会との連携)

第7条 第3条の検討に当たっては、別に設ける「職業能力開発施設拠点化(仮称)技能振興センターの設置に関する検討委員会」と連携し、検討内容について調和を図るよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、熊本県商工観光労働部商工労働局(労働雇用創生課及び専門校)において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 この要項を改正するときは、商工労働局長の決裁により改正できるものとし、その改正内容は、改正した直後の会議で委員に報告するものとする。

(附則)

この要項は、平成31年(2019年)3月20日から施行する。

別表1(第4条関係)

健康福祉部子ども・障がい福祉局	障がい者支援課
教育委員会事務局教育指導局	高校教育課
教育委員会事務局教育指導局	義務教育課
教育委員会事務局教育指導局	特別支援教育課

別表2(第6条関係)

自動車車体整備科部会
電気配管システム科部会
総合建築科部会
販売実務科部会